

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 0 号

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部を改正する規則

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則（平成 2 7 年亀山市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号を次のように改める。

（ 1 ） 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額

零

ア 法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるもの以外のもの

（ 2 ） 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額

別表に定める額

ア 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるもの

イ 法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

第 2 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、同条第 2 項中「の支給認定」を「の教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定」を「当該教育・保育給付認定」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

別表第 3 備考以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表階層区分の項中「子ども・子育て支援法施行規則」の次に「（平成 26 年内閣府令第 44 号）」を加え、同表第 1 階層の項中「生活保護法」の次に「（昭和 25 年法律第 144 号）」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成 6 年法律第 30 号）」を加え、同表第 3 階層の項中「2,500 円」を「0 円」に改め、同表備考の 1 中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加え、同表備考の 2 中「亀山市税条例」の次に「（平成 17 年亀山市条例第 50 号）」を加え、同表備考の 3 中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「ひとり親世帯等」を「次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）」に改め、同備考に次のように加える。

（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）

第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

（2）次に掲げる在宅障がい者（児を含む。）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の受給者、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に基づく障害基礎年金等の受給者

（３）教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

別表第３備考の４（２）中「学校教育法」の次に「（昭和２２年法律第２６号）」を加え、同備考（４）中「児童福祉法」の次に「（昭和２２年法律第１６４号）」を加え、同表備考の５中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「子ども・子育て支援法施行令」の次に「（平成２６年政令第２１３号）」を加え、同表備考の６を削り、同表を別表とする。

附 則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。